

沼田市公告第196号

学校給食センター太陽光発電設備設置工事について、下記のとおり公募型プロポーザル（設計・施工一括発注方式）を実施するので公告します。

令和6年9月17日

沼田市長 星 野 稔

記

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件 名 | 学校給食センター太陽光発電設備設置工事 |
| (2) 工事場所 | 学校給食センター（沼田市利根町大原1512番地1） |
| (3) 工事内容 | 太陽光発電設備に係る設計、施工及び監理
詳細は「学校給食センター太陽光発電設備設置工事に係る要求水準書」による |
| (4) 完成期日 | 令和7年3月14日（金） |
| (5) 予 算 額 | 上限金額 20,000千円（消費税及び地方消費税含む） |
| (6) 契約形態 | 随意契約（設計・施工一括発注方式） |

2 選出方法

優先交渉者の選出は、公募型プロポーザル方式によるものとし、学校給食センター太陽光発電設備設置工事プロポーザル参加表明書を提出した事業者から提案書の提出を求め、優先交渉者を選出するプロポーザル審査会において総合的な評価を行い、最も優れた提案をした事業者を優先交渉者を選出する。

3 参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号に定める基準を全て満たしている者

- (1) 沼田市内に本店、支店又は営業所を置く者
- (2) 沼田市建設工事入札参加資格審査要領に規定する沼田市競争入札参加資格名簿において、工種が「電気工事」に登録されている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当該当する者でないこと。
- (4) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でない者
- (5) 参加表明受付開始日において、沼田市発注の建設工事における工事成績評定に係る警告書の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内でない者

- (6) 参加表明受付開始日において、工事成績評定に係る警告書の通知を受けた翌日から起算して1年後の日までに工事成績評定65点未満の工事検査結果通知受け、その翌日から起算して90日以内でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てを行っている者でないこと。

4 添付資料

- (1) 学校給食センター太陽光発電設備設置工事プロポーザル実施要領
- (2) 学校給食センター太陽光発電設備設置工事に係る要求水準書

5 問い合わせ先

沼田市市民部環境課環境政策係

住所：〒378-8501 沼田市下之町888番地

電話：0278-23-2111 内線3071